

第 3 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 52 号議案	令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 4 号）	1
第 53 号議案	敦賀市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正の件	1
第 54 号議案	敦賀市国民健康保険条例の一部改正の件	5
第 55 号議案	敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正の件	9
第 56 号議案	敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル展示設計・製作業務委託契約の件	15
第 57 号議案	元咸新小学校解体工事請負契約の件	17
第 58 号議案	令和 5 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件	19
第 59 号議案	令和 5 年度市立敦賀病院事業決算認定の件	21
第 60 号議案	令和 5 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件	23
第 61 号議案	令和 5 年度敦賀市水道事業決算認定の件	25
第 62 号議案	令和 5 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件	27
第 63 号議案	令和 5 年度敦賀市下水道事業決算認定の件	29

議案番号	事 案 名	頁
報告第 13 号	専決処分事項の報告の件 (令和6年度敦賀市一般会計補正予算(第3号))	31
報告第 14 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	45
報告第 15 号	継続費精算報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計)	49
報告第 16 号	継続費精算報告の件 (令和5年度敦賀市水道事業会計)	53
報告第 17 号	健全化判断比率の報告の件	57
報告第 18 号	資金不足比率の報告の件	59
報告第 19 号	公立大学法人敦賀市立看護大学の令和5年度業務実績及び第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果の報告の件	61

第 53 号 議 案

敦賀市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正の件

敦賀市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市子ども医療費の助成に関する条例（平成 8 年敦賀市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（助成金の支給） 第 5 条 市長は、助成対象者の保護者が子ども医療に係る一部負担金を医療機関に支払った場合には、当該支払額に相当する額を助成金として支給する。 ただし、社会保険各法以外の法令等の規定により公費負担金、附加給付金等を受ける場合は、当該支払額のうち一部負担金からその額を控除した額とする。	（助成金の支給） 第 5 条 市長は、助成対象者の保護者が子ども医療に係る一部負担金を医療機関に支払った場合には、当該支払額に相当する額を助成金として支給する。 ただし、社会保険各法以外の法令等の規定により公費負担金、附加給付金等を受ける場合は、当該支払額のうち一部負担金からその額を控除した額とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、子どものうち満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者にあつては、前項の規定により助成金として支給する額から、医療機関の診療報酬明細書（薬局を除く。）ごとに次により算定した額を控除した額について助成を行うものとする。</u> <u>(1) 入院の場合 1 日につき 500 円。ただし、1 月につき 4,000 円を限度とする。</u>

	(2) <u>入院以外の場合 1月につき50</u> <u>0円。ただし、当該月の一部負担金</u> <u>が500円に満たない額のときは、</u> <u>当該額とする。</u>
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の敦賀市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、この条例の施行の日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

子育て環境の更なる充実を図るため、子ども医療費の助成額を拡大し、小学生以上の子ども医療費に係る保護者の自己負担に関し、未就学児と同様に無料としたいので、この案を提出する。

第 5 4 号 議 案

敦賀市国民健康保険条例の一部改正の件

敦賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

敦賀市国民健康保険条例（昭和34年敦賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し50,000円以下の過料を科する。	第14条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに <u>応じない場合</u> においては、その者に対し50,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険の被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還の求めに応じない場合に科す過料に関する定めを廃止したいので、この案を提出する。

第 55 号 議 案

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例（平成30年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) <u>管理不全空き家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。</u> （立入調査等） 第8条 （略） 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>空き家等の所有者等に対し、当該空き家等に関する事項に関し報告させ、又は市長が指定する職員若しくは委任する者（以下「職員等」という。）に、</u>空き家等に立ち入り、その状況を調査させることができる。	（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （立入調査等） 第8条 （略） 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>市長が指定する職員又は委任する者（以下「職員等」という。）に、</u>空き家等に立ち入り、その状況を調査させることができる。

3・4 (略)

(管理不全空き家等の認定)

第8条の2 市長は、空き家等に関し第6条第1項の情報提供を受けたとき又は管理不全空き家等であると疑われるときは、前条第1項の規定による調査を行い、当該空き家等が現に管理不全空き家等であると認めるときは、管理不全空き家等として認定するものとする。

(特定空き家等の認定)

第9条 市長は、空き家等に関し第6条第1項の情報提供を受けたとき又は特定空き家等であると疑われるときは、第8条第1項又は第2項の規定による調査を行い、当該空き家等が現に特定空き家等であると認めるときは、特定空き家等として認定するものとする。

(空き家等対策協議会)

第10条 市長は、法第8条の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、敦賀市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) (略)

(2) 管理不全空き家等の所有者等に対する勧告に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(空き家等の所有者等に関する情報の利用等)

第11条 (略)

3・4 (略)

(特定空き家等の認定)

第9条 市長は、空き家等に関し第6条第1項の情報提供を受けたとき又は特定空き家等であると疑われるときは、前条第1項又は第2項の規定による調査を行い、当該空き家等が現に特定空き家等であると認めるときは、特定空き家等として認定するものとする。

(空き家等対策協議会)

第10条 市長は、法第8条の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、敦賀市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(空き家等の所有者等に関する情報の利用等)

第11条 (略)

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空き家等に工作物を設置している者</u>その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 <u>（法の規定が適用されない管理不全空き家等の所有者等に対する措置）</u> <u>第 1 1 条の 2 法第 1 3 条の規定は、管理不全空き家等（法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等を除く。）について準用する。</u> （法の規定が適用されない特定空き家等に対する措置） 第 1 2 条 法第 2 2 条第 1 項から第 1 0 項まで、<u>第 1 2 項及び第 1 5 項の規定は、特定空き家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。</u>この場合において、法第 2 2 条第 1 5 項中「<u>行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）</u>」とあるのは「<u>敦賀市行政手続条例（平成 1 1 年敦賀市条例第 1 8 号）</u>」と読替えるものとする。	2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 （法の規定が適用されない特定空き家等に対する措置） 第 1 2 条 法第 2 2 条第 1 項から第 1 0 項まで及び第 1 5 項の規定は、特定空き家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。この場合において、法第 2 2 条第 1 5 項中「<u>行政手続法</u>」（平成 5 年法律第 8 8 号）とあるのは「<u>敦賀市行政手続条例</u>」と読替えるものとする。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 56 号 議 案

敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル展示設計・製作業務委託契約の件

敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル展示設計・製作業務委託契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル展示設計・製作業務
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 192,043,500 円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
代表取締役 山村 健一郎

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 57 号 議 案

元咸新小学校解体工事請負契約の件

元咸新小学校解体工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契 約 の 目 的 元咸新小学校解体工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 1 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 福井県敦賀市余座 9 号 1 2 番 5
株式会社道端組 敦賀営業所
所長 栗 波 剛

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 58 号 議 案

令和 5 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度敦賀市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 59 号 議 案

令和 5 年度市立敦賀病院事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度市立敦賀病院事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 60 号 議 案

令和 5 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件

令和 5 年度敦賀市水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 5 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分計算書

(単位 円)		
1	当年度未処分利益剰余金	486,741,488
2	利益剰余金処分額	
(1)	建設改良積立金	240,000,000
(2)	資本金	<u>240,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>6,741,488</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

第 6 1 号 議 案

令和 5 年度敦賀市水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度敦賀市水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 6 2 号 議 案

令和 5 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件

令和 5 年度敦賀市下水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 5 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分計算書

(単位 円)		
1	当年度未処分利益剰余金	375,547,378
2	利益剰余金処分数額	
(1)	減債積立金	140,000,000
(2)	資本金	<u>230,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>5,547,378</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

第 63 号 議 案

令和 5 年度敦賀市下水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度敦賀市下水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

報 告 第 13 号

専決処分事項の報告の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 9 号

市長専決処分の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 7 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 3 , 2 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 , 7 6 1 , 6 7 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		5,731,255	23,250	5,754,505
	10 国庫補助金	3,383,004	23,250	3,406,254
歳 入 合 計		41,738,425	23,250	41,761,675

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 民 生 費		12,513,512	23,250	12,536,762
	5 社会福祉費	6,880,907	23,250	6,904,157
歳 出 合 計		41,738,425	23,250	41,761,675

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
42		国庫支出金	5,731,255	23,250	5,754,505
	10	国庫補助金	3,383,004	23,250	3,406,254
		6 民生費国庫補助金	1,339,034	23,250	1,362,284

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 社会福祉費 補助金	23,250	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)非課税世帯等物価高騰支援給付金交付金

3 歳 出

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			民 生 費	12,513,512	23,250	12,536,762	23,250	
	5		社会福祉費	6,880,907	23,250	6,904,157	23,250	
		36	物価高騰支 援給付金給 付費	95,551	23,250	118,801	国庫支出金 23,250	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	23,250	1 非課税世帯等物価高騰支援給付金 負担金補助及び交付金	23,250 (23,250)

報 告 第 1 4 号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 8 号

市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 2 6 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 5 8 , 0 8 0 円

3 事故の態様

令和6年5月21日午後0時ごろ、敦賀市立東郷保育園の園庭において市が委嘱する保育キーパーが草刈り作業をしていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が、同園南方の住宅敷地に駐車していた相手方車両の右側後方部に当たり、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報 告 第 1 5 号

継続費精算報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和5年度敦賀市一般会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度敦賀市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
12	10	一般廃棄物最終処分場整備事業	3	42,504,000	4,064,000	22,700,000	9,248,000	6,492,000
			4	1,207,035,000	228,046,000	609,200,000	235,545,000	134,244,000
			5	1,330,600,000	366,890,000	632,400,000	331,310,000	
			計	2,580,139,000	599,000,000	1,264,300,000	576,103,000	140,736,000
24	25	北陸新幹線駅周辺施設整備事業	4	945,700,000	490,441,000	69,600,000	372,091,000	13,568,000
			5	208,500,000	69,600,000		130,400,000	8,500,000
			計	1,154,200,000	560,041,000	69,600,000	502,491,000	22,068,000
30	10	小中一貫校整備事業	4	9,913,000	633,000	8,100,000		1,180,000
			5	89,219,000	5,695,000	73,400,000	10,000,000	124,000
			計	99,132,000	6,328,000	81,500,000	10,000,000	1,304,000

一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
15,200,000		8,600,000	3,657,000	2,943,000	27,304,000	4,064,000	14,100,000	5,591,000	3,549,000
431,636,000	26,270,000	230,700,000	93,383,000	81,283,000	775,399,000	201,776,000	378,500,000	142,162,000	52,961,000
2,133,303,000	219,618,000	1,025,000,000	493,684,000	395,001,000	△ 802,703,000	147,272,000	△ 392,600,000	△ 162,374,000	△ 395,001,000
2,580,139,000	245,888,000	1,264,300,000	590,724,000	479,227,000	0	353,112,000	0	△ 14,621,000	△ 338,491,000
300,381,000	150,998,000	2,800,000	146,364,000	219,000	645,319,000	339,443,000	66,800,000	225,727,000	13,349,000
850,809,000	401,876,000	66,800,000	364,751,000	17,382,000	△ 642,309,000	△ 332,276,000	△ 66,800,000	△ 234,351,000	△ 8,882,000
1,151,190,000	552,874,000	69,600,000	511,115,000	17,601,000	3,010,000	7,167,000	0	△ 8,624,000	4,467,000
					9,913,000	633,000	8,100,000		1,180,000
98,590,800	8,217,000	78,500,000	9,160,000	2,713,800	△ 9,371,800	△ 2,522,000	△ 5,100,000	840,000	△ 2,589,800
98,590,800	8,217,000	78,500,000	9,160,000	2,713,800	541,200	△ 1,889,000	3,000,000	840,000	△ 1,409,800

報 告 第 16 号

継続費精算報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和5年度敦賀市水道事業会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度敦賀市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国庫支出金	企業債	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金
1	1	昭和浄水揚 電気設備改良事業	4	82,500,000			82,500,000	
			5	82,500,000			82,500,000	
			計	165,000,000			165,000,000	

水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国県支出金	企 業 債	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金		国県支出金	企 業 債	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金
82,500,000			82,500,000		0			0	
82,500,000			82,500,000		0			0	
165,000,000			165,000,000		0			0	

報 告 第 17 号

健全化判断比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率について、別冊の
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.64)	— (17.64)	3.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを意味する。
- 2 将来負担比率における「—」は、将来負担比率が算定されないことを意味する。
- 3 括弧内は敦賀市における早期健全化基準を記載している。

報 告 第 18 号

資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定により、令和5年度資金不足比率について、別冊の
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率
港湾施設事業特別会計	—
産業団地整備事業特別会計	—
市立敦賀病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考 「—」は資金不足額がないことを意味する。

報 告 第 19 号

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和5年度業務実績及び第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果の報告の件

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和5年度業務実績及び第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果について、敦賀市公立大学法人評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治